

四に次のように加える。

(三) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五の(一)中、「又は低温処理船舶」を、「低温処理船舶又は低温処理コンテナ」に改め、同五の(二)中、「及び低温処理船舶」を、「低温処理船舶及び低温処理コンテナ」に改める。

六の(二)のイ中、「低温処理船舶」の下に、「又は低温処理コンテナ」を加える。

八中、「各生果実には」を、「各生果実のこん包には、」の表示がなされており、また、そのこん包には、「及び」に改める。

○農林水産省告示第九百十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第九百四十五号（南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十一年七月十六日から施行する。

平成十一年七月十六日

農林水産大臣 中川 昭一